別記様式（第六条関係）を次のように改める。

別記様式（第６条関係）

調　停　申　請　書

関係当事者	労働者	氏名（ふりがな）	
		住所	〒　　電話　（　　）
		氏名又は名称（ふりがな）	
	事業主	住所	〒　　電話　（　　）
		※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地	〒　　電話　（　　）
調停を求める事項及びその理由			
紛争の経過			
その他参考となる事項			

年　　月　　日

申請人　氏名又は名称

労働局長　殿

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（以下「均等則」という。）第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の均等則別記様式（第六条関係）にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二中「同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十一条」と」の下に「、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と」を加える。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十条の二において準用する均等則第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十条の二において準用する均等則別記様式（第六条関係）にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間労働者」と」の下に「「事業場」とあるのは「事業所」と」を加える。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則別記様式（第六条関係）にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。